

は し が き

産業教育振興法に基づく産業教育の振興を図るための国の助成に関する事務は、きわめて複雑なものとなつています。このため、産業教育振興関係事務に従事する方については、常に正確で完備した法令資料集を常備する必要が痛感されるのであります。

「産業教育関係法令研究会」において、常時必要な関係法令・通達等をもうらした本書を編集刊行することといたしました。

本書は、法令編・産業教育振興費補助金編・関係例規編・質疑応答編・資料編からなり、次により編集しました。

- (1) 法令編は、産業教育振興関係の基本的な法令を、また、産業教育振興費補助金編は、施設・設備基準を中心としたものと、これの執行運用とに分けて、関係法令ならびに通達等を系統的に分類して編集したこと。
- (2) 関係例規編は、右のもの以外の産業教育振興に係のある諸通達等を編集したこと。
- (3) 質疑応答編は、照会に対する回答を系統的に分類して編集したこと。
- (4) 資料編は、「理科教育及び産業教育審議会」（中央産業教育審議会）等の答申および建議等で重

要なものおよび実験・実習費に関する「地方交付税のうち高等学校費にかかる種別補正」を編集したこと。

なお、本書は法令・諸通達等の改廃を考慮して加除方式によつて、絶えず新しい資料に更新することにしました。

しかしながら、紙幅の関係等もあり十分意をつくしていない面もあると思いますが、今後利用者各位のご叱正を賜わりいつそうの充実を図つてまいりたいと存じます。

法令編

一 産業教育振興関係

○産業教育振興法

(昭和二十六年六月十一日)
法律第二百二十八号)

〔沿革〕 昭和二十七年八月八日法律第三〇四号、三十一年六月三日第一六三号、三十六年六月一七日第一四五号、四一年六月三日第九八号、四五年五月一八日第六九号、五〇年七月一日第六〇号、第六一号、五八年一月二二日第七八号、六〇年五月一八日第三七号、七月二二日第九〇号、平成一〇年六月二二日第一〇一号、一一年一月二二日第一六〇号、一三年三月三日第九九号、一四年二月八日第一号、一五年七月一六日第一一七号、一七年三月三十一日第二三号、一八年三月三十一日第一八号、六月二一日第八〇号、一月二二日第一二〇号、二七年六月二四日第四六号、二八年五月二〇日第四七号改正

産業教育振興法をここに公布する。

産業教育振興法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成十八年法律第百

産業教育振興法（二条関係）

○産業教育振興法施行令

(昭和二十七年九月六日)
政令第四百五号)

〔沿革〕 昭和二十八年三月三十一日政令第五八号、八月八日第一七四号、二九年三月三〇日第四〇号、三一年六月三〇日第二二二号、三六年四月一〇日第九八号、一月二二日第四二七号、三九年六月三〇日第二〇六号、四一年六月三日第二二〇号、四七年七月一日第二六三号、五一年一月二二日第三二一号、五九年六月二八日第二二九号、六〇年五月一八日第一二六号、平成六年六月三〇日第二〇六号、一二年二月一六日第四二四号、六月七日第三〇八号、一三年三月三〇日第一四四号、一七年三月三十一日第一〇六号、一八年三月三十一日第一五号、一九九年三月二二日第五五号改正

産業教育振興法施行令をここに公布する。

産業教育振興法施行令

内閣は、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第九条、第十五条第一項、第十六条、第十八条及び第十九条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

○産業教育振興法施行規則

(昭和五十一年十二月二十一日)
文部省令第三十六号)

〔沿革〕 平成六年六月三〇日文部省令第二八号、一二年一月三〇日第五三三号、一五年四月一日文部科学省令第二一八号、二四年一月一六日第三五五号、令和二年一月一六日第三七号改正

産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第七条第三項の規定に基づき、産業教育振興法施行規則（昭和二十七年文部省令第二十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

産業教育振興法施行規則

○学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ

(平成29年8月
学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議)

- 1 新学習指導要領の実施等に向けたICT環境整備の必要性
(はじめに)
(中教審答申)
(新学習指導要領)
(「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ)
 - 2 検討の視点
(ICT環境整備の現状)
(ICT環境整備の在り方の検討に当たっての基本方針)
 - 3 育成を目指す資質・能力等を育むためのICTの活用について
 - 4 今後の学校におけるICT環境整備の考え方
 - 5 これからの学習活動を支えるICT環境
(学習活動におけるICT活用)
(校務におけるICT活用)
(教育委員会・学校による積極的なICT環境整備)
 - 6 これからの学習活動を支えるICT機器等の機能について
 - 7 ICT環境整備促進と同時に必要な対応事項
(ICTを活用した学習を行う教室等の考え方について)
(ICT機器等の教室への設置の仕方)
(児童生徒の情報活用能力の育成)
(教員のICT活用指導力の向上)
(ICT活用を支える外部専門スタッフの活用)
(情報セキュリティの確保)
(学校の施設・設備)
 - 8 今後の課題
- 別紙 次期学習指導要領で求められる資質・能力等とICTの活用について

1 新学習指導要領の実施等に向けたICT環境整備の必要性

(はじめに)

- 本有識者会議では、第3期教育振興基本計画（平成30～34年度）を見越した、今後の学校におけるICT環境整備の在り方について検討をするとともに、地方公共団体のICT環境整備計画の策定及び計画的なICT環境整備を促進するための「教育ICT環境整備指針」¹の策定に向けた基本的な考え方を整理することを視野に入れながら検討を行ってきた²。

1 本有識者会議は、「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」を踏まえ策定された「教育の情報化加速化プラン」（平成28年7月29日文科科学大臣決定）において「地方公共団体におけるICT環境整備計画の策定及び計画的なICT環境整備を促進するため、「教育ICT教材整備指針（仮称）」を策定することにより、国としての、学校におけるICT環境の整備の考え方を明示する。」とされたことを踏まえ検討を開始したものである。加速化プランでは「教育ICT教材整備指針（仮称）」としていたところであるが、例えば、ネットワーク環境などのインフラは、一般的な「教材」の概念には入りにくいことも踏まえ、本有識者会議においては、インフラ・ハード・ソフトの全体を含むものとして、「ICT環境整備指針」と称することとした。

2 ICT環境整備に関しては、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26～29年度）」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円（4年間総額6,712億円）の地方財政措置が講じられており、その対象校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校となっている。本有識者会議は、第3期教育振興基本計画を見越した検討であるため、対象校は、第2期教育振興基本計画と同様の考え方とする。

- 今後の学校におけるICT環境整備の在り方の検討に当たっては、ICT環境整備自体を目的化するのではなく、学校教育を通じて、どのような力を児童生徒に身に付けさせたいのかという観点から検討する必要があることは言うまでもない。
- また、既に、高スペックのICT機器等の導入により、積極的にICTを活用した学習活動等を実施している学校もあるが、このような一部の学校のみ実現可能なICT環境を想定するのではなく、全国の学校において最低限整備すべきICT環境を想定し、限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点からその整備の在り方について検討を行う必要がある。
- 以上を前提としつつ、まずは、学校教育において、児童生徒が身に付けるべき資質・能力等についての整理を行っている教育課程に関する政策動向等について概観しておくこととする。

(中教審答申)